

総務局

- Q1 都と組織委員会の関係性について教えてほしい
- Q2 組織委員会はどのように設立されたのか教えてほしい
- Q3 組織委員会を含め出資等団体に都や民間企業等が出向(派遣)している理由を教えてほしい
- Q4 組織委員会には、都から多くの出えんを行っているが、なぜ関与が弱い「報告団体」としているのか教えてほしい
- Q5 組織委員会を含め出資等団体に対する一般的な指導監督の内容について教えてほしい
- Q6 地方自治法に基づき、組織委員会を含め出資等団体に対してどのような関与ができるか教えてほしい

Q1

都と組織委員会の関係性について教えてほしい

A1

- ◆組織委員会は、都が法人設立時に基本財産を出えんしており、都にとっての出資等団体にあたります。
- ◆都では、出資等を行うなど都の行政運営を支援・補完する団体で、都の政策との連動性が高く、都の政策実現に向けた施策実施の「現場」を担う「監理団体」と、自らの経営責任のもと自主的な経営を行う「その他報告を受ける団体（報告団体）」の大きく二つに区分しており、組織委員会は、「報告団体」として位置付けています。

	定義	主な違い
寄付(寄附)	金銭その他の財産を無償で供与すること (例) 寺社や学校に無償で金銭を供与すること 等	通常の出資の場合に認められる株式、持分等の地位を取得することはなく、寄付の性格を有する
出えん	当事者の一方がその意思に基づいて、財産上の損失をすることにより他方を利得させること (例) 財団法人の設立行為となる基本財産に財産を抛出すること 等	
出資	事業を営むための資本として金銭その他の財産等を法人などに抛出すること (例) 株式会社の資本金として資金を抛出すること 等	財産を抛出することにより、株式、持分等の地位を取得する

○東京都監理団体指導監督要綱

第2 監理団体の定義

この要綱において、東京都監理団体とは都が出資又は出せん（以下「出資等」という。）を行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要があるものをいい、原則として次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 都が基本財産に出資等を行っている公益法人等
- (2) 都が資本金の25%以上出資している株式会社
- (3) その他特に指導監督を必要とする団体

2 公益社団法人及び一般社団法人については、前項(1)中「基本財産に出資等」を「継続的な補助金の支出」に読み替えて適用する。

第12 その他報告を受ける団体

局長等は、別に定めるところにより第2の監理団体以外の団体（以下「報告団体」という。）についても補助金交付要綱等に基づき適切な指導を行うとともに、団体運営の状況を把握し、毎年度終了後、団体運営について総務局長に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総務局長は必要に応じて、局長等に対し、報告団体の運営に関する報告を求めることができる。

Q 2

組織委員会はどのように設立されたのか教えてほしい

A 2

- ◆開催都市（東京都）及び当該国オリンピック委員会（日本オリンピック委員会）は、オリンピック憲章及び開催都市契約において、国際オリンピック委員会（I O C）から大会の準備及び運営を委ねられ、組織委員会を設立することを求められています。
- ◆このため、東京都及び日本オリンピック委員会は、それぞれ1億5千万円を出えんし、平成26年1月24日、まずは一般財団法人として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を設立しました。
- ◆一方、設立後当初数年間は収入が見込めない中で、「2事業年度連続で純資産が300万円未満の場合解散となる」という法令上の法人解散事由を回避し、安定的な法人運営を図っていくため、平成26年6月、東京都が57億円を追加で出えんし、組織委員会の基本財産を積み増しています。
- ◆その後、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）」に基づき、公益認定の手続きを行い、平成27年1月1日、公益財団法人に認定され、現在に至っています。

○オリンピック憲章

第35 開催都市の国のNOCならびに開催都市自身は、オリンピック競技大会の組織運営をIOCから委ねられる。
(後段省略)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第202条 解散の事由

一般財団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 定款で定めた存続期間の満了
- (2) 定款で定めた解散の事由の発生
- (3) 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判

2 一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

3 新設合併により設立する一般財団法人は、前項に規定する場合のほか、第199条において準用する第123条第1項の貸借対照表及びその成立の日の属する事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合においても、当該事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

2012年ロンドン五輪のケース

☛ IOC・ロンドン市・英国オリンピック委員会による三者で開催都市契約を締結

☛ 文化メディアスポーツ相・ロンドン市長・英国オリンピック委員会の三者によるジョイントベンチャー合意書により、組織委員会(LOCOG)を設立

Q3

組織委員会を含め出資等団体に都や民間企業等が出向（派遣）している理由を教えてください

A3

- ◆組織委員会が運営主体となる東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、出資等団体が実施する事業の中には、都の政策との連動性が高く、都と一体となった事業展開が不可欠なものもあります。
- ◆このように出資等団体の業務が都の事業と密接な関連を有するものであり、都施策の推進を図るために職員派遣が必要な場合は、必要に応じて都から職員を派遣し、都との連携を強化するとともに、都職員が有する専門的知識や能力を活用しています。
- ◆また、オリンピック・パラリンピックのような大規模プロジェクトへの参加を通して、都とは異なる組織風土や現場を経験することは、職員の職務遂行能力の向上にも資するものであると認識しています。
- ◆民間事業者も同様に、自ら有する専門知識の活用と出資等団体の実務を学び、公的部門における施策実施の過程を通じ、その後の事業展開にそのノウハウを活用するため、出資等団体に派遣しているものと認識しています。
- ◆出資等団体にとっても、行政や民間など多様な視点や能力を学びとり、効率的な事業執行と団体職員へのノウハウの継承を図っています。

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第二条 任命権者は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる。

○地方公務員法（派遣研修の根拠）

第三十九条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

○公益法人等への公務員派遣制度等の運用について（平成12年7月12日付自治公第15号）

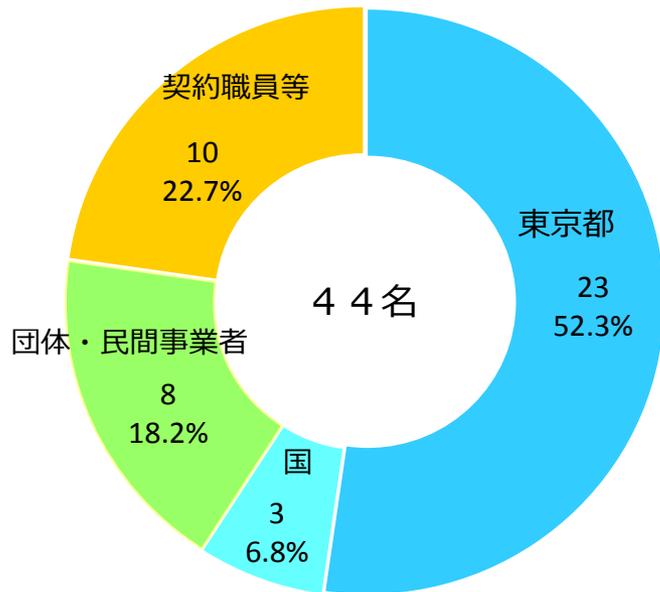
第1 目的

イ 今回の制度（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律）は、地方公共団体がその施策の推進を図るために職員又は職員であったものを公益法人等の業務に専ら従事させるための制度であることから、職員の資質向上、能力開発等の目的で地方公共団体の実務研修という職務に従事する場合、公益法人の業務とあわせて地方公共団体の職務にも従事する場合等については、今回の制度の対象外であり、従来どおり、現行制度の適切な運用により対応すべきものであること。

組織委員会の職員数等の推移

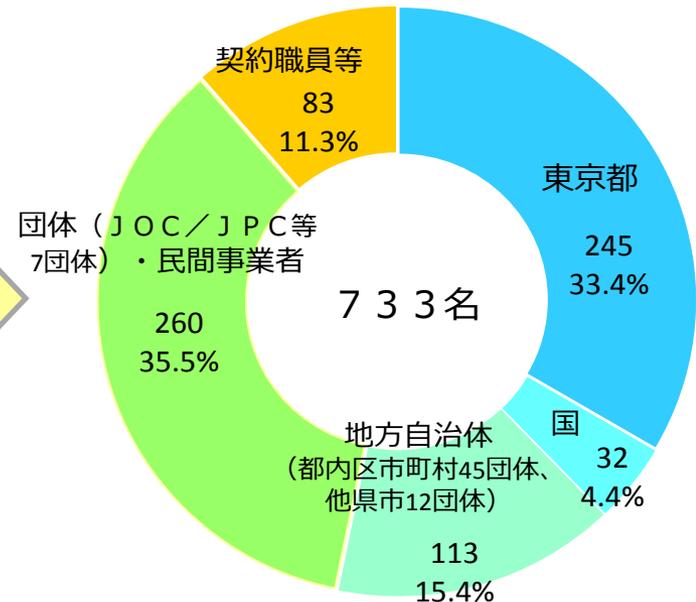
- ☛ 大会準備等にかかる業務の拡大などに伴い、団体設立時と比べ、職員規模は約1.6倍強
- ☛ 公的部門と民間部門の割合は、概ね53 : 47
- ☛ 今後の人員推計については、組織委員会においてリオ大会を踏まえたものを現在策定中

H26.2.1 (設立時)



給与費（都派遣分）：約0.2億円（2カ月分）

H28.8.1 現在



給与費（都派遣分）：約20.5億円（年度末推計）

Q4

組織委員会には、都から多くの出えんを行っているが、なぜ関与が弱い「報告団体」としているのか教えてほしい

A4

- ◆東京都監理団体指導要綱等で、「都が基本財産に出資等を行っている」「都からの財政的支援又は人的支援が大きい」団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要がある団体を「監理団体」として整理しています。
- ◆そのうえで、国や他の団体による関与が強く、都が指導監督する範囲が狭いなどの団体に対しては、監理団体として指定しない適用除外規定を設けています。
- ◆組織委員会については、設立時の検討の中で、都が基本財産に出えんすること、職員の派遣など都からの人的支援が継続的に行われるであろうことなどから、「監理団体」の要件に該当するものと考えました。
- ◆一方で、団体の設置がIOCに義務付けられていること、また、オリンピック憲章等において「オリンピック憲章、IOC・NOC・開催都市の間で取り交わす合意書、さらにその他の規則またはIOC理事会の指示に従い、全ての活動を進める」とされ、団体の事業活動にIOC等から非常に強い関与があること、などから「監理団体の適用除外規定」にあたりと判断し、最終的に「報告団体」として整理したものです。

○東京都監理団体指導監督基準

第2 監理団体の範囲

要綱第2の1（1）及び（2）に定める基準に該当する団体のうち、次のいずれかに該当するものについては、監理団体として指定しないものとする。

- （1）継続的な東京都職員の派遣及び東京都からの財政支出が僅少である団体
- （2）特殊法人など国による関与が強く、都が指導監督する範囲が狭い団体
- （3）他団体による関与が強く、都が指導監督する範囲が狭い団体
- （4）地方独立行政法人など、個別の法令により、効率的な運営を行うための仕組みが確保されている団体
- （5）監理団体である持株会社の子会社
- （6）その他全庁的な指導監督を行う必要がないものとして総務局長が認める団体

2 要綱第2の1（3）に定めるその他特に指導監督を必要とする団体とは、都から財政的支援又は人的支援が特に大きい団体等をいう。

○オリンピック憲章

規則35 附属細則3

OCOGはその設立から解散に至るまで、オリンピック憲章およびIOCとNOC、開催都市との間で取り交わす合意書、さらにその他の規則またはIOC理事会の指示に従い、すべての活動を進めるものとする。

Q5

組織委員会を含め出資等団体に対する一般的な指導監督の内容について教えてください

A5

- ◆ 都では、自律的経営の促進を目的に指導監督を行う「監理団体」と、自らの経営責任のもと自主的な経営を行う「報告団体」に対して、それぞれ指導監督をおこなうべき内容を整理しています。
- ◆ 共通する事項としては、「監理団体」「報告団体」それぞれに対して、団体運営の状況を把握するため、年1回、役員・管理職名簿、事業計画・予算書、事業報告・決算書等を提出させています。
- ◆ 加えて「監理団体」に対しては、組織・職員等の調整など組織に関する関与のほか、情報公開やセキュリティ対策の実施、また、必要に応じて団体運営に係る事業及び収支等に係る調査等の指導監督を行います。
- ◆ これは、出資等を行うなど都の行政運営を支援・補完し、都の政策との連動性が高く、都の政策実現に向けた施策実施の「現場」を担っている「監理団体」に対して、経営改善や自律的経営の促進を図るために行っているものです。
- ◆ 組織委員会については、「報告団体」に位置付けていることから、毎年度、役員・管理職名簿、事業計画・予算書、事業報告・決算書等を提出させることで、団体運営の把握に努めています。

○東京都監理団体指導監督要綱

第5 監理団体に対する指導監督

局長等は、監理団体の適正かつ効率的な運営を確保し、自律的経営を促進するため、法令で定められているもののほか、別に定めるところにより、必要な指導監督を行うものとする。

- 2 局長等は、監理団体に対し、事業及び収支等に係る調査を行い、又は報告させるなど、当該団体の業務運営の状況の把握に努めるものとする。
- 3 局長等は、毎年度終了後、別に定めるところにより、監理団体の運営状況について総務局長に報告するものとする。
- 4 局長等は、指導監督事務を的確に行うため、監理団体との間に「業務運営に関する協定」を締結するものとする。

第12 その他報告を受ける団体

局長等は、別に定めるところにより第2の監理団体以外の団体（以下「報告団体」という。）についても補助金交付要綱等に基づき適切な指導を行うとともに、団体運営の状況を把握し、毎年度終了後、団体運営について総務局長に報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総務局長は必要に応じて、局長等に対し、報告団体の運営に関する報告を求めることができる。

Q6

地方自治法に基づき、組織委員会を含め出資等団体に対してどのような関与ができるか教えてほしい

A6

- ◆都の指導監督要綱等に基づく出資等団体への指導監督とは別に、地方自治法では、出資等団体に対する関与について規定されており、「監理団体」「報告団体」の位置づけに関係なく、資本金等への出資比率などに応じて関与することができるというものです。
- ◆地方自治体の長による関与、議会による関与、監査委員等による関与の大きく三つに大別され、具体的には、出資等団体に対して、予算の執行に関する長の調査権等（出資等比率 1 / 2 以上）、議会への経営状況に関する書類の提出（出資等比率 1 / 2 以上）、監査委員や包括外部監査人による監査（出資等比率 1 / 4 以上など）等を行うことができます。
- ◆組織委員会については、都が 97.5% を基本財産に出えんしていることから、地方自治法上の関与を受けることになります。

※都では、議会への経営状況に関する書類の提出は、出資比率等 1 / 4 以上の出資等団体を対象としています。

東京都監理団体指導監督要綱・基準による関与	
【報告団体】 ・役員・管理職名簿、事業計画・予算書、事業報告・決算書等の提出	【監理団体】 ・左記に加え、 ・組織・職員等の調整など組織に関する関与 ・情報公開やセキュリティ対策の実施 ・事業及び収支等に係る調査 等
地方自治法上の関与(出資等比率などに応じて)	
・予算の執行に関する長の調査権等 ・議会への経営状況に関する書類の提出 ・監査委員や包括外部監査人による監査等	

	出資等比率 1 / 2 以上	出資等比率 1 / 4 以上	組織委員会 (出資等比率97.5%)
予算の執行に関する長の調査権等	○	×	○
議会への経営状況に関する書類の提出	○	×	○
監査委員や包括外部監査人による監査等	○	○	○

○地方自治法

第221条 予算の執行に関する長の調査権等

普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

第243条の3第2項 財政状況の公表等

- 2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第199条第7項（監査委員）職務権限

- 7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は当該普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、（中略）についても、また同様とする。

第252条の37 包括外部監査人の監査

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

（省略）

- 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、（中略）について、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。
（後段省略）

○地方自治法施行令

第152条第1項 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- 二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- 三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

第140条の7第1項 地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする。